

広島市告示第454号
令和5年11月22日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ファミリータウン広電楽々園
 - (2) 所在地 広島市佐伯区楽々園四丁目441番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
広島電鉄株式会社
代表取締役 椋田 昌夫
広島市中区東千田町二丁目9番29号
イオンタウン株式会社
代表取締役 加藤 久誠
千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(変更前) 別紙1のとおり
(変更後) 別紙1のとおり
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
(変更前) 別紙2のとおり
(変更後) 別紙2のとおり
- 4 変更年月日
令和6年10月31日
- 5 届出年月日
令和5年11月17日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和5年11月22日から令和6年3月22日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和6年3月22日
- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(1)大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収 容 台 数
マックスバリュ棟北・西・南側	80台
ヤマダ電機棟1階	118台
立体駐車場棟1階	56台
立体駐車場棟2階	54台
合 計	308台

(変更後)

位 置	収 容 台 数
イオンタウン棟屋上	187台
イオンタウン棟西側	141台
ヤマダ電機棟1階	124台
立体駐車場棟1階	56台
立体駐車場棟2階	54台
合 計	562台

②駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収 容 台 数
マックスバリュ棟北側	86 台
マックスバリュ棟北側	20 台
マックスバリュ棟東側	21 台
マックスバリュ棟南側	72 台
ヤマダ電機棟 1 階	23 台
ヤマダ電機棟東側	77 台
合 計	299 台

(変更後)

位 置	収 容 台 数
イオンタウン棟西側	73 台
イオンタウン棟南西側	40 台
イオンタウン棟南西側	60 台
イオンタウン棟南側	40 台
イオンタウン棟北東側	87 台
ヤマダ電機棟 1 階	23 台
ヤマダ電機棟北東側	115 台
ヤマダ電機棟西側	30 台
敷地西側	25 台
合 計	493 台

③荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位 置	面 積
マックスバリュ棟西側	200 m ²
ヤマダ電機棟西北側	170 m ²
合 計	370 m ²

(変更後)

位 置	面 積
イオンタウン棟南側	221 m ²
イオンタウン棟東側	81 m ²
イオンタウン棟西側	25 m ²
ヤマダ電機棟西北側	170 m ²
合 計	497 m ²

④廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位 置	容 量
マックスバリュ棟西側	15 m ³
マックスバリュ棟西側	15 m ³
マックスバリュ棟西側	30 m ³
ヤマダ電機棟西北側	42 m ³
合 計	102 m ³

(変更後)

位 置	容 量
イオンタウン棟南側	14 m ³
イオンタウン棟南側	12 m ³
イオンタウン棟東側	15 m ³
イオンタウン棟東側	25 m ³
ヤマダ電機棟西北側	42 m ³
合 計	108 m ³

(2)大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

店舗区域	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ棟	午前9時	午後11時
ヤマダ電機棟	午前9時	午後10時

(変更後)

店舗区域	開店時刻	閉店時刻	備考
イオンタウン棟	午前零時	午後12時	24時間営業
ヤマダ電機棟	午前9時	午後10時	

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車可能時間帯
午前8時30分から午後11時30分まで

(変更後)

駐車可能時間帯	備考
午前零時から午後12時まで	24時間

③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

出入口数	位置
3箇所	敷地北側
	敷地南側
	ヤマダ電機棟南側

(変更後)

出入口数	位置	備考
4箇所	敷地北側	
	敷地南側	
	ヤマダ電機棟南側	
	敷地南東側	増設

④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき可能時間帯	備考
午前6時～午後9時	
午前8時～午後10時	

(変更後)

荷さばき可能時間帯	備考
午前6時～午後10時	
午前6時～午後10時	
午後10時～午前8時	
午前8時～午後10時	